

宇久島新エネルギー事業の経緯

文中の※印は会長佐々木浄榮の私見です。日時や内容は資料や情報に基づいていますが確証はできません。経緯を知る上の目安としてください。令和 3 年 6 月 17 日現在

2008年平成20年 3月 風力発電事業計画区長説明

2009年平成21年 7月8月 風力発電反対運動

2012年平成24年 風力発電を推進する合同会社零（アーバンディベロップメント）出現

7月 再生可能エネルギー固定価格買取制度 FIT 法施行（再エネ賦課金）

※福島原発事故後、脱原発や世界的地球温暖化危機の機運に乗じ、民主党政権時の政治の混乱期に、再生可能エネルギー普及の目玉政策として成立。再エネで発電した電気は、送電距離によるロスも含め、消費者である国民や企業の負担で、電気代に上乗せして請求、破格の高額で買い取ることを電力会社に義務付けた法律。

11月下旬

2013年 平成25年

1月 メガソーラー発電事業推進協議会発足 区長会説明会1

月31日 初の住民説明会

計画①の概要：出力 400MW 表面積 661ha 農振地域以外の耕作放棄地、原野に設置。土地や道路の整備に貢献。営農型パネル（柱高さ 2~3M）下で牧草を育て畜産農家に提供又は牛の放牧。数百人の雇用。配電ケーブルは全て深さ 70センチに埋設。地権者は借地料の収入（1坪 200円/年）。地方税収（固定資産税・法人税・所得税）の増加。FIT 法（高額売電価格）期間に合わせ 20年の計画。一流大企業主導、大手銀行の参加で倒産の心配なし。工事期間（2~3年）中の経済効果の発生（宿泊施設や飲食・食品など）。完成後の運転期間の地域雇用（約 150人）。有害物質・環境への負荷が無く、設置・撤去・廃棄・原状復帰が容易。景色との調和。見学者（来島者）の増加。世界の注目を集め世に貢献。などなど良いことづくしの超大型開発事業。

※直訴からわずか2か月たらずで、上記メンバー及び

3月23日 経済産業省に事業申請 ※初めての事業説明からわずか2か月。地域住民に賛否を問うことも無く。

3月27日 経済産業省事業認定 設備ID A776443H42（固定買取価格 40円/kwh+税 20年間）

4月 PVDP 宇久島メガソーラープロジェクトスタート

4月12日 宇久島メガソーラー発電事業者 佐世保市への説明会

5月 事業賛同署名活動実施 1152世帯中 987世帯賛同署名（事業者談）※中身の精査が必要。

5月28日 行政 宇久島メガソーラー発電事業に係るプロジェクトチームの設置

2014年 平成26年

6月12日「テラソール合同会社」設立 「宇久島メガソーラーパークサービス」事業を公に発表

参加企業 PVDP・京セラ・九電工・オリックス・みずほ銀行

計画②の概要：出力 430MW 全て営農型（当時営農型世界最大規模）投資額 1500億 2015年着工予定 用地面積 630ha(宇久島全体 2500ha の約 1/4 東京ドーム 134 個分) パネル 172 万枚 発電量 50 万MWh/年（約 200 億円/年）13 万 8000 世帯分の電気 25 万 2200 t CO₂削減/年 営農型農業と発電事業の両面で島の振興に寄与。

5月より 土地の契約交渉開始

6, 7月 住民説明会（地権者が多い地区ごと）

2015年 平成27年

1月16日 宇久島風力発電所の建設プロジェクトに対し、環境省は計画の変更か中止を求める意見書を提出。

12月 パリ協定 CO2削減協定発足

2016年 平成28年

2月 当時宇久島出身で現役の佐世保市議会議員大岩博文氏、事業推進で市長に賄賂を渡そうとして逮捕

7月27日 九電への電力系統への連結を承諾・系統連結に係る契約成立

8月5日 PVDP・オリックス撤退

2017年 平成29年2018

年 平成30年

1月19日 第1回地区長及び推進協議会説明会（宇久地区公民館）

1月24日 「宇久島みらいエネルギーホールディングス合同会社」設立 PVDPより発電事業認可の権利移転

1月26日 宇久島メガソーラー発電事業者 佐世保市に対して説明会

2月6、7日 各地区区長対象説明会 また新たな事業計画発表

責任会社 京セラ・九電工・東京センチュリー・みずほ銀行・十八銀行

参加企業 SPCG（タイ）・古河電気工業・坪井工業 事業関係者 九州電工ホーム・大林組・東洋建設

計画③の概要：出力 480MW 発電量 51.5 万 MWh CO2削減 27 万 4750 t 面積 720ha（東京ドーム 150 個分）
出資額 2000 億円予定 2018 年着工 2023 年 1 月送電開始 事業期間 20 年 パネル 151 万枚 パネルの面積・営農型 410~430ha 一般型 50~70ha

農振除外・農地転用・林地開発の申請。鉄塔 36 基・電柱 2100 本の設置。宇久行政センターと回覧板について取り決め、光ケーブル設置、新たな水源の確保を約束。コンビニ・薬局・多目的施設・地域貢献策、支援策などなど。行政は固定資産税 20 年で 173 億 法人税 184 億 その他もろもろ税収増・再生可能エネルギー導入や地方創生などイメージアップ。

デメリットとしては工事期間中の騒音・粉塵・交通事故・犯罪のリスク、渡航・商店・病院・金融機関の混雑、ごみの増加、島民が公共施設を利用する際の制限の可能性がありなど、それぞれ対策を徹底すると触れるのみ。
※県の条例で土地の改変面積が全体で 30ha を超えると環境アセスが必要となるので、土地への改変を極力行わないよう計画を修正。つまり耕作放棄地や原野の整地にはならない。パネルが陰ると発電量が落ちるため、伸びた植物をその都度伐採するのみ。

2月16日 区長らの推進要望書を市長へ提出 ※事業者が集めた各区長個人の署名。後に19名が撤回。2月

21日 佐世保市企画部地域政策課による市議会会派代表者説明会を開催 ※「佐世保市と宇久メガソーラー事業者との協力の確認について」説明。協議会設置などの確認書を事業者との間で作成し、同日佐世保市長朝長氏と宇久島みらいエネルギーホールディングス合同会社取締役塚原修二氏との間で調印。現在まで、未だ協議会は行われておらず、協定書も締結していない。

【本市が宇久メガソーラー事業に対して協力を行おうとする理由】

宇久島は、外海離島として少子高齢化・人口減少が顕著であり、人口減少の中にあってもいかにその傾向を緩やかにできるかが喫緊の課題となっている。宇久メガソーラー事業は、太陽光を活用した再生可能エネルギーによる環境負荷低減という観点のみならず、新たな企業が立地するという側面もあり、離島振興や雇用の創出、さらには佐世保市における税収や経済波及効果といった面からも、人口減少の抑制あるいは地域のにぎわいの創出が期待できる事業の一つである。当該事業は、企業が総事業費2千億円をかけ自主的な開発に取り組むものであり、その具体的効果は協定書によって明らかになるものの、現状においては同等規模の効果を創出しうる事業がなく、この機会を確実に捉える必要がある。以上、該当説明会資料より抜粋。

※佐世保市企画部長は「この事業に対して、行われようが行われなかりょうが、その是非について行政は干与しません。住民の方で決めてください」と言いましたが、上記の如く「この事業を確実に捉える必要がある」と発

言し、市議会や農業委員会に働きかけたこととは、言動が矛盾しています。行政は市政を一般企業の経済活動と履き違え、税収を売上と勘違いして、企業の営業部にでもなったような言い方です。

※市はそのことを公に住民にも説明し、行司役としてこの事業に関わる必要があるはずで、そうでなければ、住民の存在を無視した、事業者、行政、市議会との密約と言えます。実際に協定書の事などは情報公開請求をして初めて知り得たことです。地元住民の人権は侵害され、無責任で独善的としか言いようがありません。

2月27日 佐世保市農業委員会にて佐世保市企画部よりメガソーラー発電事業の説明 農林水産部より農業振興地域整備計画変更について説明 ※行政が直接委員会に対し経緯や計画を説明、推進を要請したことになる。3月1日 宇久地区自治協議会説明会

4月2日 地元の建設会社(有)平山組を商号変更「宇久島総合開発株式会社」設立
取締役 神原國昭氏 同 平山忠一郎氏 同 八頭司俊氏 同 西友博氏 4月11日 区長会に説明会

5月8日から 地権者対象の説明会（地区ごと）島内15地区、島外7地区
地権者に賃借契約書の改変・農振除外・農地転用・開発周辺地域の同意書など、継続して承諾を要求。
契約期間、工事期間の協力金について、着工（伐採時）から24年、売電期間20年の契約。

9月 宇久島メガソーラー事業化準備室職員死亡
※島内に現場対応の為に移住していた九電工社員の同僚間での傷害致死事件。

10月13日 九州電力 電気の買い取り制限発表
10月25日 宇久地区市政懇談会 宇久地区公民館にて開催
11月6日 広島国税局は5日、経費を水増しして法人税と地方法人税約3300万円を脱税したとして、不動産仲介業「アイディーユー」（下関市）など計3社と、各社を経営する赤木順二社長（65）＝下関市壇の浦町＝を法人税法違反容疑などで山口地検に告発したと発表 毎日新聞地方版

11月27日 佐世保市農業委員会 農地転用いったん見送り2
019年 平成31年 令和元年

5月 小浜地区への説明会
6月26日 佐世保市農業委員会 農地転用について協議され可決 長崎県農業会議へ許可申請7,
8月 区長会への説明会 和牛部会への説明会

7月10日 長崎県農業会議 申請の農振地除外を認可 ※着工までに市・事業者・地域住民で組織する協議会設立などを条件とする。その後農地転用は行われたが、未だ条件の協議会は設置されていない。

7月17日 「宇久島太陽光発電事業に係る安全防犯等協議会」設立
設立メンバーは事業者、行政、自治協、消防、学校 会長は九電工宇久支社長上田幸二氏

8月29日 農振除外、農地転用、林地開発許可取得 事業開始「着工」となっている。
※地借権はここから35年（のちに地権者全員の契約を改定し期間が10年延長されたため。既に土地を貸している地権者は期間延長に従うしかない、断れないやり方）。15～16年間は高値の価格で、後はその時の相場で売電する計画。設置済みのパネルが壊れるまで売電。契約期間の延長も可能とされているので、その時の売電価格や維持費、修理や新設するかなど、いずれにせよ採算ベースで天秤にかければよい。その時点で島内の地権者はほとんどが不在か、権利が継承され島外在住者となっている可能性が高く、その時の事業者次第でどのような計画も施行可能になると予測されます。別の企業に事業権利そのものを売るとか。

※佐世保市の見解は「未だ着工には至っていない、今は事業に向けた準備段階」市企画部は1000数百人収容の作業員用宿舍の建設の為、市の所有地の目的外使用を許可し、建設を認め、それは準備段階であることを踏まえての許可であり、事業の推進ではないと言いました。あまりにも見苦しい言い訳にしか聞こえません。また、事業者は「この日に正式に着工した」と明言。仮にこの日工事着工したとするならば、住民全体への説明や合意形成、行政や農業委員会との約束を全く無視していることになる。着手にあたっては県の林地開発の許認可条件中

に知事への遅滞なき届け出の義務も含まれていますが。

9月17日 第1回防犯安全協議会

11月11日 佐世保市政経営課「宇久総合運動公園目的外使用に許認可」起案、同日決裁。

※外形上許可をせざるを得ないよう起案を作成した経緯 市漁協に対して許可せざるを得ない旨の説明

2020年 令和2年 コロナ騒動始まる

2月21日22日 14時第2回防犯安全協議会 18時住民説明会（住民全体に向け）

※工事の予定や流れ・運動公園の作業員宿舎・搬送計画・安全防犯協議会についてのみ、延々と1時間説明。それ以外に計画内容や貢献策などは説明なし。質疑応答で住民憤慨、誰一人賛成的意見を言うもの無し。予定時間残り1時間しかないので主だった数人の質疑で終了。回答は「今は答えきれない」「後ほど協議します」等はつきりしないものばかり。私（地権者や区長、団体役員ではない住民）の印象は、何年も噂ばかりで音沙汰なかったが、ようやく事業者から正式に説明が聞ける、これからの宇久島の発展を、どんな風になって行くのか、内心期待しながらの参加であった。しかし、あまりにも事業者側に未来に渡る計画性や予想図が無く愕然とした。現場の技術者が寄せ集まって報告会議のような、工事自体の説明ばかりで住民にとって無意味な説明ばかりでした。この事業に総括プロデューサー（プロのコーディネーターやコンサルタント）がいない、といった感じの印象を受けた。作業工程の説明ばかりで、肝心なことは何も聞けなかった。あまりの粗暴な計画に、唾然として、何とかしなければとこの時初めて思う。

2月23日 事業者は作業員宿舎の地鎮祭を予定していたが、昨日の説明会でこの日の地鎮祭の情報を入手していた島民から、地元の理解を得る気が元から無いことを指摘され、会場全体の猛反対を受け中止した。

※説明会の後日、偶然島内の飲食店で知人と夕食をとっていた時、予約をしていた感じで、説明会の場にいた九電工の役員社員たちが数人入店して来て、打ち上げを行っていた。プライベートとはいえ、あれほどの批判を受けていながら、奥の席で店内の島民を気にも留めず飲食をし、酒が入って次第に大声でゲラゲラと盛り上がっている様子は、なんとも言えない気持ちになった。本当に情けない気持ちでいっぱいだった。

4月28日 宇久島みらいエネルギーホールディングス合同会社は本事業の生産性が見込めると判断し、500億追加出資

※あれほど住民から憤慨されたのに理解不能 県北漁業組合は記者会見を開き、海底ケーブル設置反対を表明。

6月末頃から 住民説明会（地区ごと）

※2月の説明とはほぼ同じ内容。コロナのため同じ内容の説明会を19地区の公民館で実施。追加説明された事は、しがら柵や調整池の設置について。「自前の環境影響評価をしています」という報告のみで内容は触れず。作業員のコロナ対策について、地域貢献策案として事業期間中間3千万円用意があるとの提案のみ。各会場の予定は、5分挨拶・15分DVD視聴・10分補足説明・30分質疑応答というもの。到底、説明や質疑の時間が足りない。そもそも事業者はその気が無い現れ。後に旦ノ上地区への回答 借地の4割農地、農地の内一般型5割、営農型3割、その他2割。地権者は全体で936名。など

7月 長崎大学環境科学部住民アンケート実施 ※zoomを使った発表会「20年後の宇久島」を行政センターで行うも肝心の住民には案内がなされなかった。大学への確認により、アンケートの集計結果は行政と宇久高校に報告され住民への公表を要望された。しかし行政は住民に公表せず。私たち住民の公開要請にも検討しなすと言うのみ。後に入手した集計結果から多くの反対意見が存在することを確認。自分たちに都合の悪い結果を握りつぶす、卑劣な組織的隠蔽行為です。

7月31日 地権者を中心にコロナによる作業延期の署名活動

※署名は各企業、行政に提出されたそうです。

8月 19名の区長らが2018年提出の事業推進要望書の署名撤回を申し入れ

8月29日 「宇久島の生活を守る会」発足

10月 事業者作成の「宇久島の未来へ」各戸配布(パンフレット) 地域貢献策の提案、事業の留意点を上げ理解を求める。

※このころ、事業者自身による作成によって、全く合意形成されていない現状のままでの、無条件早期推進する内容の嘆願書の署名活動が行われる。自作自演による住民合意の根拠捏造と取れます。

10月23日 宇久島の生活を守る会の意見書 県知事 市長 メガソーラー事業者 風力事業者 宇久地区自治協議会へそれぞれ提出。

11月 宇久島の生活を守る会への回答 パネルに有害物質不使用。パネルの対応年数30~40年それに伴い事業期間30年とする。それ以降はその時延長について協議。営農型100ha全体の14%など

12月 広報誌「宇久島の未来へ」創刊号 各戸配布 (A4裏表1枚)

※時期不明 島民、漁協組合員含め、いつの間にか知らない間に風力発電の海底ケーブル設置工事完了

12月24日 宇久島の生活を守る会 事業者の自作嘆願書への意見書 市長 県北漁業組合へ提出 2021年令和3年

2月5日 運動公園の宿舍建設用地使用許可返上 行政審査員の審理打ち切り

2月18日 佐世保市議会、県北漁業組合へ宇久島の生活を守る会の再生エネルギー事業に対する陳情書提出

3月「宇久島の未来へ」第2号 各戸配布

3月8日 宇久地区住民へのポスティング実施

※アンケートの集計結果 メガソーラー事業 賛成的：30% 反対的：66% その他：4%

風力発電事業 賛成的：20% 反対的：70% その他：10%

※以前より行政や地元自治協に対し、計画がはっきりした段階での住民に対するきちんとした説明を事業者に求め、計画に対しメリットデメリットを専門家も含め議論され、そのうえで公平に住民投票などの意識調査を行って頂きたいと訴えてきました。しかし、今日までそれらを行うこともせず、行政に対し提出された嘆願書700筆程を受け佐世保市企画部長は住民の7割の世帯が事業に賛同していると発言されました。4月22日その事実を確認するため直接電話いたしました。業者が企画した署名活動、きちんと内容を説明したうえで署名させたのか、署名した者は宇久島の住民と言える存在なのか、本当に世帯ごとに署名されたものか、島外在住の島民や、家族間で意見が割れる場合などなど、署名簿の中身を精査することも無く、公表されることも無く、行政は1枚1世帯という数字だけで判断し、結果のみ公言するのかと、指摘いたしました。公表されている宇久島の世帯数は1198世帯(3月末数字上島内に住民票がある世帯数) それに対して約7割の世帯の賛同と言い張って話は平行線でした。

「地元住民とは誰のことですか、何を以て住民とするのですか」という質問に、企画部長の返答は「宇久島内に土地なりなんなり、僅かでも財産を持つものは住民です」ということでした。であるならば、7割の賛同とはなりません。分母が違います。市側が言っている人たちのリストを作成して、分母をはっきりさせてください。反対意見の多かった長崎大学や私たちが行ったアンケートは無視しておきながら、都合よく住民の7割の方が賛同しているということで、早々にこのメガソーラー開発問題に終止符を打ちたい本心がありありと分かります。このような行政の住民軽視・問題軽視の姿勢に対し問題があると私たちは指摘しているのです！